

「札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例」周知・啓発業務 提案説明書

1 業務名

「札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例」周知・啓発業務

2 本説明書の趣旨

本説明書は、札幌市が実施する『「札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例」周知・啓発業務』の業務委託の契約候補者を選定するための公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものとする。

3 目的

「札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例(以下「条例」という。)」では、町内会が地域コミュニティの中核であり、今後も維持されるべき存在であるという認識を広く共有するとともに、町内会の維持及び活動の活性化に関する基本的な考え方や市の責務等を明らかにし、市の施策の基本となる事項を定めることにより、町内会の維持及び発展を図り、もって暮らしやすいまちの実現に寄与することを目的としている。

令和5年4月に施行される条例を、市民や事業者等に広く周知し、条例への理解、認知度を高めるとともに、町内会への加入及び参加を促進させることを目的に本業務を実施する。

4 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日(金)までとする。

5 予算規模

4,576,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)を上限とする。

6 業務の内容

業務の内容については、別紙「仕様書」のとおり。なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、契約候補者の選定後、協議の中で変更する可能性がある。

7 参加資格

次の条件のいずれをも満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が「一般サービス業」に登録されている者であること。

なお、上記名簿に登録されていない者でこの企画競争に参加しようとする者は、

別途指定する書類を提出すること。これをもとに市民文化局市民自治推進室において、名簿登録に係る資格要件と同等の審査を行った上で参加資格を判断する。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 札幌市内に本店または支店等を有していること。
- (6) 事業協同組合等の組合が参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での参加を希望していないこと。
- (7) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条に規定する暴力団関係事業者その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- (8) その他札幌市契約規則及び札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領の規定に基づく入札参加者の不適格要件に該当しないこと。

8 企画提案を求める項目

仕様書を確認の上、以下の項目を盛り込み提案すること。

- (1) 過去の類似業務実績
- (2) 業務スケジュール
- (3) 企画提案内容

9 企画競争実施に係るスケジュール

公募開始	令和 4 年 11 月 2 日（水）
質問の受付期限	令和 4 年 11 月 11 日（金） 12 時 00 分
企画競争参加意向申出書の提出期限	令和 4 年 11 月 18 日（金） 12 時 00 分
企画提案書類の提出期限	令和 4 年 11 月 25 日（金） 12 時 00 分
企画提案審査会	令和 4 年 11 月 30 日（水）
契約候補者の決定及び契約締結	令和 4 年 12 月上旬～12 月中旬

10 提出書類及び提出方法

- (1) 企画競争参加意向申出書（様式 1）

ア 提出期限 令和 4 年 11 月 18 日（金） 12 時 00 分必着

イ 提出方法 郵送又は持参

※ 郵送の場合は前日までに必着とすること。

※ 持参する場合は月曜日から金曜日（祝日除く）の 8 時 45 分から 17 時 15 分までの時間に行くこと。

ウ 提出先 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎13階
札幌市市民文化局市民自治推進室市民自治推進課

(2) 企画提案書

ア 内容

以下の項目を網羅する内容とし、A4判で15部提出すること。

(ア) 仕様書「6 業務の内容」の実施に係る企画

下記の「13 評価基準」の項目を踏まえて作成すること。

※ 実際に実施する内容は、提案内容をもとに、札幌市と選定された契約候補者が協議した上で、札幌市が決定する。

(イ) 類似業務等実績

本業務と類似の業務実績について、差し支えない範囲で極力具体的に記載すること。

(ウ) 業務運営体制

(エ) 想定経費内訳

積算根拠が分かるように作成すること。

※ 契約金額は、別途、選定された契約候補者から見積書の提出を受けて決定する。

イ 提出期限 令和4年11月25日（金）12時00分必着

ウ 提出方法 郵送又は持参

※ 郵送の場合は前日までに必着とすること。

※ 持参する場合は月曜日から金曜日（祝日除く）の8時45分から17時15分までの時間に行うこと。

エ 提出先 上記10(1)ウと同じ

【名簿に登録されていない者が参加する場合】

名簿に登録されていない者が本企画競争に参加する場合は、以下の(3)～(6)も提出すること。提出期限、提出方法、提出先は、上記10(1)ウと同じ。

(3) 法人登記事項証明書（企画競争参加意向申出書提出日から3カ月前の日以降に交付された現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書。写し可）

(4) 申出書

(5) 納税証明書（企画競争参加意向申出書提出日から3カ月前の日以降に交付された市区町村税の納税証明書並びに消費税及び地方消費税の納税証明書。写し可）

(6) 直前2期分の貸借対照表及び損益計算書（写し可）

11 質問の受付及び回答

企画提案に関する質問は、要旨を簡潔にまとめ、質問票（様式2）により提出すること。質問者には随時回答するとともに、企画提案をいただくうえで広く周知したほうが良いと判断されるものは、質問者の名を伏せてホームページで公表する。

- (1) 提出期限 令和4年11月11日(金)12時00分
- (2) 提出方法 F A X 又は Eメール
- (3) 提出先 札幌市市民文化局市民自治推進室市民自治推進課
F A X : 011-218-5156
Eメール : shiminjichi@city.sapporo.jp

12 企画提案の審査及び契約候補者の選定

札幌市が設置する企画競争実施委員会による企画提案審査会において、提案された企画内容の審査を行う。審査方法は、「採点表」に基づき同委員会の委員がそれぞれ評価し、その総合計得点が最も高かった者を契約候補者として選定するものとする。

(1) 企画提案審査会

ア 日時・場所

令和4年11月30日(水) 札幌市役所本庁舎

※ 時間や会場の詳細については、別途通知する。

イ 内容

ヒアリングは、参加者1者あたり20分程度(10分の説明と10分の質疑応答)を予定している。当日の説明員は、各者2名以内とすること。なお、追加資料の配布やプロジェクター等の使用は認めない。

※ 提出された企画提案書等による事前審査を行う場合がある。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、一堂に会しての企画提案審査会を実施しない可能性がある。なお、その際のヒアリングの実施方法については、別途通知する。

ウ その他

提案者が1者の場合でも、企画提案審査会を実施する。

なお、総合計得点が最低基準点(企画提案審査会出席委員の持ち点合計の60%)未満の場合は契約候補者として認めない。

また、総合計得点が同点となった場合は、企画競争実施委員会の協議により決定することとする。

(2) 結果通知

審査の結果は、後日、参加者全員に対して文書により通知する。

(3) 契約の締結

原則として審査により選定された契約候補者との間で随意契約を行う。ただし、該当候補者の辞退等の理由により契約が締結できない場合は、企画提案審査会において次点であった者を契約候補者とする。

(4) 評価についての疑義申立て

参加者は、自らの評価に疑義がある場合は、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日(札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。)以内に書面により疑義の申立てを行うことができる。

13 評価基準

以下のとおりとし、総合的に判断する。

なお、各項目内に記載している点数は審査委員1名あたりの持ち点(100点)である。

項目	
類似業務実績(10点)	<input type="checkbox"/> 効果的に業務を実施することができるかと判断される類似の業務実績があるか。【10点】
業務スケジュール・業務体制(5点)	<input type="checkbox"/> 確実かつ円滑に業務を遂行するためのスケジュール・業務体制となっているか。【5点】
周知・広告業務(65点)	<input type="checkbox"/> 以下の各種広報物について、条例趣旨を理解の上、人の目を引くデザインや印象に残るキャッチフレーズ等を効果的に用い、町内会の重要性をPRし、かつ条例の周知につながるアイデアとなっているか。 ○リーフレット【10点】 ○パンフレット【10点】 ○ポスター【15点】 ○動画【15点】 <input type="checkbox"/> 広報媒体による啓発について、効果的な広報媒体を選定し、十分な期間が確保されているか。【15点】
全般について(10点)	<input type="checkbox"/> 業務の目的を達成できるような企画提案がされているか。【10点】
その他(10点)	<input type="checkbox"/> 価格と内容のバランスが適当であるか。【10点】

14 参加資格の喪失

参加資格を有することについて確認を受けた者が、評価が確定するまで（契約候補者については契約を締結するまで）の間において、次のいずれかに該当するときは、提案書類は受け付けず、若しくは評価をせず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載したことが判明したとき
- (3) 不正な利益を得る目的で企画競争実施委員会の委員と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

15 留意事項

- (1) 企画提案にかかる費用は提案者の負担とする。
- (2) 提案書類は返却しない。
- (3) 提出期限後の提案書類の変更、差替え、追加及び再提出は認めない。
- (4) 提案書類は、本企画競争に必要な範囲で複製することがある。

- (5) 著作権等に関する事項は以下のとおりとする。
- ア 企画案の著作権は各提案者に帰属する。
 - イ 札幌市が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
 - ウ 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
 - エ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
 - オ 提出された企画案その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。
- (6) 天災等の不測の事態により、文書等の到達が遅延する恐れがある場合は、事前に後述の担当者まで連絡し、指示を受けること。
- (7) 以下のいずれかに該当するときは、失格又は無効となることがある。
- ア 参加者及びその関係者が、選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行ったとき
 - イ その他、札幌市が不適切と判断したとき

16 その他

新型コロナウイルス感染症の感染拡大など不測の事態により、業務内容の全部もしくは一部の実施が困難になった場合は、札幌市と受託者が協議した上で、契約前又は業務履行期間中に、業務内容や契約金額等を変更する可能性がある。

17 本件に係る問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 13 階
札幌市市民文化局市民自治推進室市民自治推進課 担当：佐々木、舘山
電話：011-211-2253 F A X：011-218-5156
E メール：shiminjichi@city.sapporo.jp